

(地Ⅲ233F)
平成28年2月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について

感染症法施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、2月15日に施行されることから、別添のとおり厚生労働省より本会宛周知方依頼がまいりました。

本改正の概要は、ジカウイルス感染症については中南米地域において多数の患者が報告され、妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクが指摘されていること、また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もあることから、ジカウイルス感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、ジカウイルス感染症を感染症法の規定により政令で定める四類感染症に追加すること、検疫法の規定により政令で定める検疫感染症に追加すること等であります。

なお、届出基準等については、厚生労働省において策定中であり、追ってご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発0210第1号
平成28年2月10日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第41号。以下「改正政令」という。)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)については、本年2月5日に別紙のとおり公布され、2月15日から施行されるところです。これらの概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、御協力をいただけますようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、ジカウイルス感染症に妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もある。こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、所要の措置を講じる。

第二 改正政令の概要等

1 概要

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令について

ジカウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める四類感染症に追加する。

（2）検疫法施行令について

ジカウイルス感染症について、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号の規定により政令で定める検疫感染症に追加する。検疫感染症への追加に伴い、ジカウイルス感染症の病原体の有無の検査に係る手数料を、一件につき 2,400 円と定める。

2 施行期日

公布の日から起算して 10 日を経過した日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。

第三 改正省令の概要等

1 概要

ジカウイルス感染症の検疫感染症への追加に伴い、検疫法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 53 号）第 6 条第 2 項に定める仮検疫済証に付する期間の上限について、ジカウイルス感染症に感染したおそれのある者があるときにおいては 288 時間とする。

2 施行期日

改正政令の施行の日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

○感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律施行令及び検
疫法施行令の一部を改正する政令
(四一)

(省 令)

○検疫法施行規則の一部を改正する省
令(厚生労働一五)

本号で公布された
法令のあらまし

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改
正する政令(政令第四一〇号)(厚生労働省)

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律施行令の一部改正関係

二 検疫法施行令の一部改正関係

1 ジカウイルス感染症を検疫感染症に追加す
ることとした。(第一条関係)

2 ジカウイルス感染症の病原体の有無に関す
る検査に係る手数料の額を定めることとし
た。(別表第二関係)

三 この政令は、公布の日から起算して一〇日を
経過した日から施行することとした。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正す
る政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年二月五日

政令第四一〇号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改
正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第
六条第五項第十一号並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第二条第三号及び第二十六条の規
定に基づき、この政令を制定する。

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十
号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中第三十三号を第三十四号とし、第九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第
八号の次に次の一号を加える。

九 ジカウイルス感染症
(検疫法施行令の一部改正)

第二条 検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「感染症は」の下に、「ジカウイルス感染症」を加える。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中 新型インフルエン

ザ等感染症	一件につき 四、一〇〇円	を	新型インフルエンザ等感染症	一件につき 四、
			ジカウイルス感染症	一件につき 二、

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

省

令

○厚生労働省令第十五号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間

附 則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四十一号）の施行の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	一 月 一、六四一円（本体）、五三〇円 本号一部 一、四〇〇円（本体）、一三〇円 （配 送 料 別）